

お知らせ『りしり富士』

eL-QR (QRコード)、eL 番号を利用した町税の納付について

会計課税務こくほ係

◎eL-QR (QRコード)、eL 番号とは

地方税の納付書に付される統一規格の地方税統一QRコードのことを言い、「スマートフォンアプリ」や「地方税お支払いサイト」のホームページ上で、町税納付書の住所右側の「eL-QR (QRコード)」(以下、QRコードいう。)を読み取るか、氏名下段に記載されている「eL 番号」を入力することにより、自宅等からでも町税の電子納付が可能となります。

◎納付できる税金の種類

- ・軽自動車税
- ・固定資産税
- ・町道民税
- ・国民健康保険税

※令和5年度送付分の町税納付書から対応となっており、QRコード、eL 番号のいずれかが、印字されたものに限る。



◎納付方法、納付場所

- ・スマートフォン決済アプリ
- ・地方税お支払いサイト (クレジットカード、インターネットバンキング等)
- ・町内のQRコード対応金融機関 (現金納付)

※郵便局については、令和5年5月からの予定となっております。

◎利用方法

(スマートフォンアプリ利用例)

- 1、QRコードが印字された納付書、スマートフォンを用意。
- 2、スマートフォンアプリでQRコードを読み取る。
- 3、表示された内容を確認し、支払い手続きを行う。

(地方税お支払いサイト利用例)

- 1、QRコードが印字された納付書、スマートフォンまたはパソコンを用意。
- 2、スマートフォンまたはパソコンから、下記の地方税お支払いサイトへアクセスする。
(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)
- 3、QRコードでお支払いか、eL 番号でお支払いどちらかを選択。
- 4、QRコードを読み取るか、eL 番号を入力。
- 5、表示された内容を確認し、支払い手続きを行う。

稚内公共職業安定所ではいままで、ハローワーク稚内で雇用保険受給資格手続きを行い、役場・鬼脇支所にて失業認定手続きを行っていましたが、令和5年4月1日（土）よりオンラインでの雇用保険受給資格手続き及び失業認定手続き（一般受給のみ）が可能となりました。

対象者	<p>令和5年4月1日以降に雇用保険受給申込を行う方（一般受給者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般受給者」とは 定年、契約期間満了、自己都合退職等の理由により離職した者で、離職日以前の2年間で被保険者期間が通算して12か月以上ある者。 <p><u>※特例受給者（1年未満の期間を定めて雇用される短期雇用者）、高齢受給者（65歳以上の雇用者）は対象外</u></p>
-----	---

《認定のながれ》

いままで

【受給資格決定】

稚内公共職業安定所（ハローワーク）へ直接雇用保険受給申込。資格決定。

【失業認定】

決められた日時に役場・鬼脇支所へ来庁し認定。

令和5年4月1日から

【受給資格決定】

《パターン1（オンラインでの手続き）》

- ①令和5年4月1日以降、稚内公共職業安定所（ハローワーク稚内）に電話で雇用保険受給申込
- ②求職者が離職票の原本等をハローワーク稚内に郵送
（特定記録郵便※郵便料は求職者負担）
- ③オンラインでの面談日調整⇒役場・鬼脇支所に来庁しオンラインでハローワーク稚内と接続、面談を行う。
- ④役場・鬼脇支所に来庁（持参物：離職票（写し）1、2、本人確認書類、口座確認書類）
- ⑤オンラインでハローワーク稚内と接続し、面談を行った上で受給資格の決定。
- ⑥受給資格者証の写しをハローワーク稚内から求職者の方へ送付
（メールまたは特定郵便記録）

《パターン2（ハローワーク稚内での手続き）》

※お急ぎの方は従来通り、ハローワーク稚内にて手続きを行ってください。

- ①離職票、本人確認書類、口座確認書類等の必要書類を持参し、ハローワーク稚内へ雇用保険受給申込へ行く。
- ②面談後、受給資格の決定。

【失業認定】

パターン1、パターン2どちらで申し込みを行っても失業認定手続きはオンラインとなります。

- ①認定日の前日 17：15 までに求職者の方へメールまたは電話で認定日通知。
- ②必要書類を手元に置いたうえで zoom 等のオンライン会議による失業認定。
- ③面談終了後、ハローワークから受給資格者証の写しを求職者の方へ送付
（メールまたは特定郵便記録）

※「失業認定」は、役場に来庁し、役場のタブレット端末を使用してオンラインにて認定を行うか、自宅から自身の携帯やタブレット端末を使用してオンラインで認定を行うかの選択が可能です。

詳しくは、稚内公共職業安定所（電話：0162-34-1120）、産業振興課商工観光係（電話：82-1114）までご連絡ください。

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで延長されました。令和5年度の接種については、春から夏（5月～8月）にかけて重症化リスクが高い方等を対象として接種を行い、秋から冬（9月～）にかけては追加接種が可能なすべての年齢の方を対象として接種を行う予定です。



■令和5年春開始接種（12歳以上）の概要

【対象者】

初回接種（1・2回目）が完了し、前回の接種から3か月が経過した1～3の方

1. 65歳以上の方
2. 12歳から64歳の**基礎疾患を有する方（下記参照）** その他重症化リスクが高いと医師が認める方
3. 65歳未満の医療従事者、高齢者施設等従事者
※3の方は、予防接種法の努力義務の適用外です

■「基礎疾患を有する方」の範囲について

18歳未満の方の場合

以下の病気や状態で、通院／入院している方

- ①慢性呼吸器疾患
- ②慢性心疾患
- ③慢性腎疾患
- ④神経疾患・神経筋疾患
- ⑤血液疾患
- ⑥糖尿病・代謝性疾患
- ⑦悪性腫瘍
- ⑧関節リウマチ・膠原病
- ⑨内分泌疾患
- ⑩消化器疾患・肝疾患等
- ⑪先天性免疫不全症候群、HIV 感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ⑫その他の小児領域の疾患
（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

18歳以上の方の場合

1. 以下の病気や状態で、通院／入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害
（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

【実施期間】

令和5年5月8日から8月末まで

※町内での実施日程は調整中ですので、決まりしだいご連絡いたします。

【接種費用】

自己負担なし（無料）

【使用するワクチン・接種回数】

オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）を実施期間中に1人1回

【接種券について】

・ 65歳以上の方

⇒令和4年9月から開始したオミクロン株対応ワクチンを追加接種した方に、4月下旬以降順次発送予定です。

・ 12歳から64歳の基礎疾患を有する方

⇒4回目接種時に基礎疾患ありと申請した方で、オミクロン株対応ワクチンを追加接種した方には4月下旬以降発送予定です。

・それ以外の方は、発行申請が必要です。申請の受付開始については、準備ができ次第お知らせします。

※町から3回目以降の接種券を送付した方で、接種を受けていない方については、接種券を送付しません。お手元にある接種券をそのままご使用いただけます。

■ 4月のオミクロン株対応ワクチン接種について

12歳以上64歳以下の基礎疾患などをお持ちでない方で、まだオミクロン株対応ワクチンの接種を受けていない方は、令和5年5月8日～8月の間は接種を受けることができなくなります。

接種を希望される方は、下記の日程での接種をご検討ください。

【会場・接種日時】

接種会場	接種日・受付時間
鷺泊診療所	4月26日（水） 受付時間：15：00～15：15

■使用するワクチンは、ファイザー社オミクロン株対応ワクチンです。

接種は予約制となっています。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

【予約・問合せ先】 利尻富士町総合保健福祉センター ☎82-2320

お知らせ『りしり富士』

パブリックコメント（意見公募）の結果について

企画政策課

本町の10年間のまちづくりの指針となる「利尻富士町まちづくり創造総合計画」における、「基本計画」及び「実施計画」の後期計画について実施したパブリックコメントの結果について、以下のとおり報告いたします。

- 実施事項 利尻富士町まちづくり創造計画
「基本計画（素案）」及び「実施計画（素案）」に対する意見
- 実施期間 令和5年3月8日（水）～ 令和5年3月22日（水） 2週間
- 実施結果 意見なし

『利尻富士町準住民』の申請・登録について

企画政策課

平成29年4月1日に施行された有人国境離島特措法により、みなさまのフェリー乗船運賃及び航空搭乗運賃の離島住民割引制度が拡充されており、「利尻富士町準住民」として登録された者についても、離島住民割引の対象として取り扱うこととしているところです。

この春に島外への進学等により転出する方につきましては、下記の要件を満たしている場合に「利尻富士町準住民」として申請・登録することで、帰省等の際に離島住民割引運賃でフェリーや航空機を利用できますので、登録を希望される場合は下記の書類等を準備の上、役場2階企画政策課までお越しく下さい。

なお、令和5年4月1日より新たな要件として「要介護認定等の住民を介護するために反復継続的に来訪する親族」の方も利尻富士町準住民として登録が可能となっております。

ご不明な点など詳しくは、役場企画政策課（0163-82-2850）まで随時お問い合わせください。

＜進学等で準住民となるための要件＞

利尻富士町の住民が扶養し特定有人国境離島地域（利尻島）以外に居住している「中学生、高校生、大学生」等

- 必要書類
- 1. 扶養義務者の住民票
- 2. 準住民となる者の住民票及び在学証明書



＜介護等で準住民となるための要件＞

要介護認定等の住民を介護するために反復継続的に来訪する親族
（※反復継続的とは、具体的に年間6回の来島が目安となっております。）

- 必要書類
- 1. 介護を必要とされる方の介護保険被保険証の写し
- 2. 介護をする方が親族であることを確認出来る公的書類
- 3. 介護をする方の身分証明書の写し

新入学児童への寄贈のお礼について

教育委員会企画管理係

下記団体より利尻小学校・鶯泊小学校の新入学児童へ下記品物が寄贈されました。ありがとうございました。

- ・帽子 (利尻富士町交通安全協会)
- ・啓発用品 (利尻富士町交通安全協会)
- ・ランドセルカバー (稚内安全運転管理者協議会利尻富士支部)
- ・ランドセルカバー (コープさっぽろ)
- ・交通安全ワークブック (稚内地区交通安全協会)
- ・黄色いワッペン (株みずほ・損保ジャパン・明治安田生命・第一生命)
- ・図書券 (利尻ロータリークラブ)
- ・アンパンマンハンカチ (稚内しんきん)
- ・愛の鈴 (利尻富士町商工会女性部)
- ・筆記用具 (名入鉛筆) (利尻富士町商工会青年部)
- ・マスク (富士ハイヤー株)
- ・安全笛 (日本マクドナルド株)
- ・交通安全消しゴム (北海道生コンクリート工業組合)

高齢者運転講習時におけるタクシーチケットの交付について

利尻富士町交通安全協会

利尻富士町交通安全協会では「北都ハイヤー株式会社（稚内市）」と連携し、運転免許高齢者（70歳以上）講習受講時の稚内フェリーターミナル～稚内ドライビングスクール間のタクシー運賃を貸切料金として、下記料金で乗車できることとなっております。

この助成制度は、利尻富士町交通安全協会が発行する「チケット」をお持ちの方に限るもので、今後高齢者講習を受講される方はぜひご利用ください。

【タクシー料金】

- 4月 1日～11月24日（夏期料金） 片道3,800円（税込）
 - 11月25日～ 3月31日（冬期料金） 片道3,700円（税込）
- ※夏、冬料金とも通常運賃より1,000円程度割引となります。

【対象区間】

稚内フェリーターミナル（稚内駅周辺）から稚内ドライビングスクール間

【利用可能なハイヤー会社】

北都ハイヤー株式会社（乗車後チケットを渡す）

【割引チケット交付方法】

平日役場2F企画政策課、鬼脇支所窓口において、希望者へタクシーチケットを交付（土日祝祭日は、役場窓口のみ）